



発行者
徳島ダンプ支部
〒770-8001
徳島県徳島市
津田海岸町8-27
☎088-663-2500
FAX088-663-7706
メール ctgtokushima
@twatwa.ne.jp

国土交通委員会

荷主取締りを追及

改正法・従来の 変更ではない

国土交通委員会で畑野衆議院が大臣に質問、昨年成立したトラック適正化二法に盛り込まれた違法な白ナンバーに係る取締りの規定は、従来からの自家用ダンプを違法とするものではないという解釈でよろしいか。金子大臣、トラック適正化二法は、違法な白トランプを行っていている者に関する

建設会社と契約関係にある 自家用車(白ダンプ)合法

4月24日、国土交通委員会で、共産党畑野君江衆議員が、自家用ダンプの取り扱いについて追及。国土交通金子大臣「自家用行為について今まで通り、変更するものではない」と答弁。



国土交通大臣金子大臣

従来の取扱いを変更するものではございません。罰則とするものではございません。と答弁。
畑野衆議院、国交省が出したチラシこれですと、白ナンバー全て違法によめてしまふ。大臣は違法でない禁止したものでないとおっしゃた。だけれども、こういうチラシが現場に一層の混乱を起した。
金子大臣、トラック適正化二法の適切な執行に努め建設業者・関係者に丁寧に周知してまいります。



畑野衆議院議員

わかりやすい 文書に変更を

畑野衆議院、自家用ダンプは従前どおりで周知されようとしている。はっきり言つて文書が分かりにくい、分かりやすい表現で文書を出して周知する対応が必要。
金子大臣、建設業と契約関係をしっかりと結んでいた

法的根拠は 金沢地裁

ダンプ労働者のしんぶん抜粋では、
★労働者性は契約の形式でない(契約よりも実態)
★労働者なので運送法違反せず
判決は、白ナンバーのダンプ持ち込み労働が、道路運送法(いわゆる白トランプ)などの禁止規定に該当しない。すなわち、道路運送法上、完全に合法であると認めています。

問題ないと回答。
ダンプ仕事は、日々建設現場が変わります。その都度契約を交わすのは困難です。ダンプキャリアバンの各所要請行動では、口頭でも

5月行事予定

- 1日(金) メーカー
- 8日(月) 企業組合
- 14・15日 徳島営業所会議
- 24日(日) 全国ダンプ幹事会
- 徳島ダンプ支部 執行委員会



車持ち労働者・使用促進理解

4月28日、徳島県・県土整備部・建設管理課へ要請



徳島県・建設管理課

内容、秋田建設部が出している「改正貨物自動車運送事業法の周知について」の文章がわかりやすい。徳島県としても同じような文章を建設事業関係者に出して、建設現場の白ナンバーダンプは従来通り使っても問題ないことを徹底してもらいたいと要請しました。
県管理課、副課長から私も現場に出ている時白ダン

プが働いているのを見てきた。車持ち労働者として働く事、公共工事の使用促進団体は理解している。文書を出すことは内部で検討したい。機会があれば、説明したいとの回答でした。
組合から、ダンプは建設現場は日々変わる。その都度契約を巻くことはできない。建設業界の末端で働くダンプは上に対して者を言える立場にない。その点を十分に理解して対応をお願いします。